



発行 東京都

目次

61

条例

○東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例……………

○特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…

規則(公)

○警視庁組織規則の一部を改正する規則……………

○警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

条例のあらまし

●東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第七四号)

一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六六号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年七月一三日から施行します。

条例

●特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第七五号)

一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六六号)の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年七月一三日から施行します。

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年七月十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第七十四号

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例(平成九年東京都条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「第百八十二条」を「第百八十三条」に改める。

附則

1 この条例は、令和五年七月十三日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例第十三条第一項及び第三項の規定は、この条例の施行後にした行為について適用し、この条例の施行前にした行為については、なお従前の例による。

特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年七月十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第七十五号

特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例

特定異性接客営業等の規制に関する条例(平成二十九年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号ロ中「第百八十二条」を「第百八十三条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年七月十三日から施行する。

2 この条例による改正後の特定異性接客営業等の規制に関する条例第十二条の規定はこの条例の施行後にした行為について適用し、この条例の施行前にした行為については、なお従前の例による。

規 則 (公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月12日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

●東京都公安委員会規則第10号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第37条第2号中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月13日から施行する。

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年7月12日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

●東京都公安委員会規則第11号

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則（平成9年3月19日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号エ(ア)中「強制わいせつ罪」を「不同意わいせつ罪」に改め、同号エ(イ)中「強制性交等罪」を「不同意性交等罪」に改め、同号エ(ウ)を削り、同号エ(ロ)中「強姦わいせつ等致死傷罪」を「不同意わいせつ等致死傷罪」に改め、同号エ(ニ)を(ウ)とし、(オ)から(ク)までを(ロ)から(セ)までとし、同号エ(ク)中「強盗・強制性交等及び同致死罪」を「強盗・不同意性交等及び同致死罪」に改め、同号エ中(ク)を(ロ)とし、(オ)を(ク)とし、同号エ(ツ)中「(オ)」を「(ク)」に改め、同号エ中(ツ)を(オ)とする。

附 則

この規則は、令和5年7月13日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

